



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

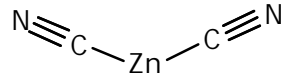
昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2022/01/19
SDS整理番号 26036359

製品等のコード : 2603-6359

製品等の名称 : シアン化亜鉛

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
亜鉛メッキ、殺虫剤、防虫剤、医薬・医薬中間体 など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分に該当しない
自然発火性固体 : 区分に該当しない
自己発熱性化学品 : 区分に該当しない
水反応可燃性化学品 : 区分に該当しない

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分3
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(心血管系、呼吸器系、中枢神経系)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(中枢神経系)、
区分2(皮膚、呼吸器)

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

飲み込むと有毒(経口)
心血管系、呼吸器系、中枢神経系の障害
長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害
長期又は反復ばく露による皮膚、呼吸器の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

【応急措置】

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。

【保管】

湿気、直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

| | |
|-------------|--|
| 化学物質・混合物の区別 | : 化学物質 |
| 化学名 | : シアン化亜鉛 (別名) 亜鉛ジシアニド、ジシアノ亜鉛、青化亜鉛 (英名) Zinc cyanide (EC名称)、Zinc dicyanide、Dicyanozinc、Zinc cyanide (Zn(CN) ₂) (TSCA名称) |
| 成分及び含有量 | : シアン化亜鉛、95.0%以上 シアン(CN)含量 = $95.0 \times 2 \times 26.017 / 117.42 = 42.09\%$ |
| 化学式及び構造式 | : Zn(CN) ₂ 、C ₂ N ₂ Zn、構造式は上図参照(1ページ目)。 |
| 分子量 | : 117.42 |
| 官報公示整理番号 | : (1)-163 |
| 化審法 | : 公表化学物質(化審法番号を準用) |
| 安衛法 | : 公表化学物質(化審法番号を準用) |
| CAS No. | : 557-21-1 |
| EC No. | : 209-162-9 |
| 危険有害成分 | : シアン化亜鉛 ・毒物劇物取締法 毒物「無機シアン化合物」 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-144 (CN: 42%) 〔ただし、R5年4月1日から「1-164」に変更〕 ・消防法 届出を要する物質(30kg以上貯蔵する場合) |

4. 応急措置

| | |
|------------------|--|
| 吸入した場合 | : 呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は、医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。 |
| 目に入った場合 | : 直ちに、清浄な水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 |
| 飲み込んだ場合 | : 目の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 直ちに医師に連絡する。 速やかに、口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。 |
| 予想される急性症状及び遅発性症状 | : 情報なし |

5. 火災時の措置

| | |
|-------------|---|
| 適切な消火剤 | : 粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類 |
| 使ってはならない消火剤 | : 水(水と接触すると猛毒で引火性のシアン化水素ガスを発生する)、泡消火剤 |
| 特有の危険有害性 | : 火災時に刺激性あるいは有毒なフュームやガスを発生する。 本製品は不燃性であるが、水、蒸気、酸及び熱により、猛毒で引火性のシアン化水素ガスを発生する。 |
| 特有の消火方法 | : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 容器の中に水を入れてはいけない。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 |
| 消火を行う者の保護 | : 有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|-----------------------|---|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。 風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。 |
|-----------------------|---|

| | |
|---------------------|--|
| 環境に対する注意事項 回収、中和 | ： 粉じんが飛散する場合でも、水噴霧してはいけない。 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。 ： 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。 ： 漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。 ： 漏洩物が飛散する場合でも、水を散布してはいけない。 回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に廃棄処分する。 後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。 雨に濡らしてはいけない。 |
| 封じ込め及び浄化の方法 | ・ 機材 ： 危険でなければ漏れを止める。 雨に濡らしてはいけない。 |
| 二次災害の防止策 | ： 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|------------------------|--|
| 取扱い | |
| 技術的対策 | ： 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。 粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。 粉じんの堆積を防止する。 |
| 局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項 | ： 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。 ： すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの 取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 |
| 接触回避 | ： 湿気、水、高温体との接触を避ける。 |
| 保管 | |
| 技術的対策 | ： 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。 保管場所は、採光と換気装置を設置する。 |
| 保管条件 | ： 直射日光や高温多湿を避けて保管する。 乾燥した場所に保管する。 容器を密閉して冷暗所に保管する。 一定の場所を定めて、施錠して保管する。 貯蔵する所には、赤地に白文字で「医薬用外毒物」の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。 |
| 混触危険物質 | ： 水、酸、金属マグネシウム |
| 容器包装材料 | ： ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど |

8. ばく露防止及び保護措置

| | |
|----------------------------------|--|
| 管理濃度 | ： 設定されていない。 |
| 許容濃度（ばく露限界値、 日本産衛学会 ACGIH） | 生物学的ばく露指標）： 設定されていない。 設定されていない。 |
| 設備対策 | ： 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置 する。 |
| 保護具 | |
| 呼吸器の保護具 | ： 呼吸器保護具（シアンガス用防毒マスク等）を着用する。 |
| 手の保護具 | ： 保護手袋（塩化ビニル製、ニトリル製など）を着用する。 |
| 眼の保護具 | ： 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用 する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | ： 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。 |
| 衛生対策 | ： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|------|-----------|
| 物理状態 | |
| 性状 | ： 粉末 |
| 色 | ： 白色 |
| 臭い | ： 無臭 |
| pH | ： データなし |
| 融点 | ： 分解（800） |
| 凝固点 | ： データなし |
| 沸点 | ： 分解 |
| 引火点 | ： データなし |

| | |
|----------------|---|
| 可燃性 | : 不燃性 |
| 爆発範囲 | : データなし |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 相対ガス密度(空気 = 1) | : データなし |
| 密度又は相対密度 | : データなし |
| 比重 | : データなし |
| 密度 | : 1.85g/cm ³ (20) |
| 溶解度 | : 水にほとんど溶けない(0.5mg/100mL、20)。 水と混触するとシアン化水素ガスを発生する。 |
| オクタノール/水分配係数 | : logPow = -2.31 |
| 発火点 | : データなし |
| 分解温度 | : 800 |
| 粘度 | : データなし |
| 動粘度 | : データなし |
| 粒子特性 | : データなし |

| | |
|-----------|--|
| GHS分類 | |
| 可燃性固体 | : 本品は不燃性(HSDB,2006)であることから、区分に該当しないとした。 |
| 自然発火性固体 | : 本品は不燃性(HSDB,2006)であることから、区分に該当しないとした。 |
| 自己発熱性化学品 | : 本品は不燃性(HSDB,2006)であることから、区分に該当しないとした。 |
| 水反応可燃性化学品 | : 水溶解度が0.5mg/100mL(20)であり、水に対して安定であると 考えられるので、区分に該当しないとした。 |

10. 安定性及び反応性

| | |
|-----------------|--|
| 安定性(反応性・化学的安定性) | : 通常の取扱条件において安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | : 金属マグネシウムと混触すると激しく反応する。 水または水蒸気と接触すると猛毒で引火性のシアン化水素ガスを発生する。 酸と接触すると猛毒で引火性のシアン化水素ガスを発生する。 |
| 避けるべき条件 | : 強熱、日光、湿気 |
| 混触危険物質 | : 金属マグネシウム、水、酸 |
| 危険有害な分解生成物 | : シアン化水素、窒素酸化物、亜鉛酸化物 |

11. 有害性情報

| | |
|---------------------|--|
| 急性毒性 | : 経口 ラット LD50 = 54 mg/kg 飲み込むと有毒(経口) (区分3) 経皮 データがないため分類できない。 吸入(蒸気) データがないため分類できない。 吸入(粉じん) データがないため分類できない。 |
| 皮膚刺激性/刺激性 | : データがないため分類できない。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | : データがないため分類できない。 |
| 呼吸器感作性又は皮膚感作性 | : データがないため分類できない。 |
| 生殖細胞変異原性 | : 分類できない。 なお、CICAD(J)61(2004)およびPIM G003(WHO/ICPS, 1997)ではシアン化物 には変異原性がないとされている。 |
| 発がん性 | : 知見データがなく、産衛学会やIARC、ACGIH、NTP、EPA、OHSAの国際評価 機関の報告がないため、分類できないとした。 |
| 生殖毒性 | : データ不足のため分類できない。 本製品のデータはなく、CICAD(J)61(2004)には「シアン化物は明らかに母獣 に毒性がある投与量または濃度でのみ発生に対する有害な影響を誘起する」 との記述があるものの、データ不足のため分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | : 本製品のデータはないが、Priority 1文書のCICAD(J)61(2004)ではシアン化 物の急性中毒の標的臓器として心血管系、呼吸器系、中枢神経系が記述され ているので、区分1(心血管系、呼吸器系、中枢神経系)とした。 心血管系、呼吸器系、中枢神経系の障害(区分1) |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | : 本製品のデータはないが、Priority 1文書のCICAD(J)61(2004)にはシアン化 物の反復曝露は中枢神経系に影響を与えるとの記述があるため、 区分1(中枢神経系)とした。 ヒトについては、「銀沈着症」、「鼻への刺激、呼吸困難、出血、痂皮、 鼻中隔穿孔」(HSDB (1998))等の記述があることから、皮膚、呼吸器が標的 臓器と考えら、区分2(皮膚、呼吸器)とした。 長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害(区分1) 長期又は反復ばく露による皮膚、呼吸器の障害のおそれ(区分2) |
| 誤えん有害性 | : データがないため分類できない。 |

12. 環境影響情報

| | |
|----------------|--|
| 生態毒性 | |
| 水生環境有害性 短期(急性) | : データがないため分類できない。 シアン化合物のため、水生生物への急性有害性が疑われる。 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | : データがないため分類できない。 シアン化合物であり、水中での挙動及び生物蓄積性が不明のため、水生生物への慢性急性有害性が疑われる。 |
| 残留性・分解性 | : データなし |
| 生物蓄積性 | : 低濃縮性。Log Kow = -2.31 |
| 土壌中の移動性 | : データなし |
| オゾン層への有害性 | : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|----------|--|
| 残余廃棄物 | : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 なお、本品はシアン化合物であり特別管理産業廃棄物に該当するため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄してはいけません。 |
| 汚染容器及び包装 | : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 |

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 151

国際規制

海上規制情報(IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 1713
 Proper Shipping Name : ZINC CYANIDE
 Class : 6.1(毒物)
 Sub risk : -
 Packing Group : I
 Marine Pollutant : Yes(該当)
 TRANSPORT IN BULK ACCORDING TO ANNEX II OF MARPOL 73/78 AND THE IBC CODE
 POLLUTANT CATEGORY : No(非該当)
 Limited Quantity : -

航空規制情報(ICA0-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 1713
 Proper Shipping Name : Zinc cyanide
 Class : 6.1
 Sub risk : -
 Packing Group : I

国内規制

陸上規制情報(毒物劇物取締法、道路法の規定に従う)

海上規制情報(船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1713
 品名 : シアン化亜鉛
 クラス : 6.1
 副次危険 : -
 容器等級 : I
 海洋汚染物質 : 該当
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : 非該当

少量危険物許容量 : -

航空規制情報(航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1713
 品名 : シアン化亜鉛

| | |
|-------------|---|
| クラス | ： 6.1 |
| 副次危険等級 | ： - |
| 少量輸送許容物件許容量 | ： - |
| 特別の安全対策 | ： 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。 車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。 |

15. 適用法令

| | |
|----------------------|--|
| 労働安全衛生法 | ： 非該当 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条の1)(R8年4月1日以降該当) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2)(R8年4月1日以降該当) 危険性又は有害性等を調査すべき物(法第57条の3)(R8年4月1日以降該当) |
| 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) | ： 種別「第1種指定化学物質」 政令番号「1-144」〔ただし、R5年4月1日から「1-164」に変更〕 政令名称「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)」 |
| 消防法 | ： 消防活動阻害物質「届出を要する物質」(30kg以上貯蔵する場合) (政令第1条の10) |
| 毒物劇物取締法 | ： 毒物「無機シアン化合物」(指定令第1条第8号)、包装等級 |
| 船舶安全法 | ： 毒物類・毒物(危規則第2,3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | ： 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 大気汚染防止法 | ： 有害大気汚染物質 「亜鉛及びその化合物」(中環審第9次答申の1) 「無機シアン化合物」(中環審第9次答申の68) |
| 水質汚濁防止法 | ： 有害物質(施行令第2条) 「シアン化合物」〔排水基準〕1mg/L(CN)以下 生活環境項目(施行令第3条第一項) 「亜鉛含有量」〔排水基準〕2mg/L(Zn)以下 (注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。 指定物質(施行令第3条の三) 「亜鉛及びその化合物」 |
| 土壤汚染対策法 | ： 第2種特定有害物質(政令第1条第4号) 「シアン化合物」〔溶出量基準値〕不検出(CN) 〔含有量基準値〕50mg/kg(CN-) |
| 輸出貿易管理令 | ： キャッチオール規制(別表第1の16項) HSコード：2837.19 第28類 無機化学品 ・輸出統計番号(2022年版)：2837.19-000 「シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩 -シアン化物及びシアン化酸化物：その他のもの」 ・輸入統計番号(2022年1月1日版)：2837.19-000 「シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩 -シアン化物及びシアン化酸化物：その他のもの」 |

16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項：

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献：

| | |
|----------------------------|---------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社 |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社(2007) |
| 化学物質の危険・有害便覧 | 中央労働災害防止協会編 |
| 化学大辞典 | 共同出版 |
| 安衛法化学物質 | 化学工業日報社 |
| 産業中毒便覧(増補版) | 医歯薬出版 |
| 化学物質安全性データブック | オーム社 |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) | 三共出版 |
| 化学物質の危険・有害性便覧 | 労働省安全衛生部監修 |

Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。